

2023年度厚生労働省医政局委託事業
「在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業」

連携型BCP/地域BCP策定モデル地域

安芸地区防災医療ネットワーク会議

医師会：安芸地区医師会

病院：マツダ病院、広島済生会病院、安芸市民病院

事業所：安芸地区管内の訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所

薬剤師会：安芸薬剤師会

医療機器メーカー：TEIJIN、フクダライフテック株式会社

行政：広島県西部保健所、広島市安芸区、府中町、坂町、海田町、熊野町

地域の状況

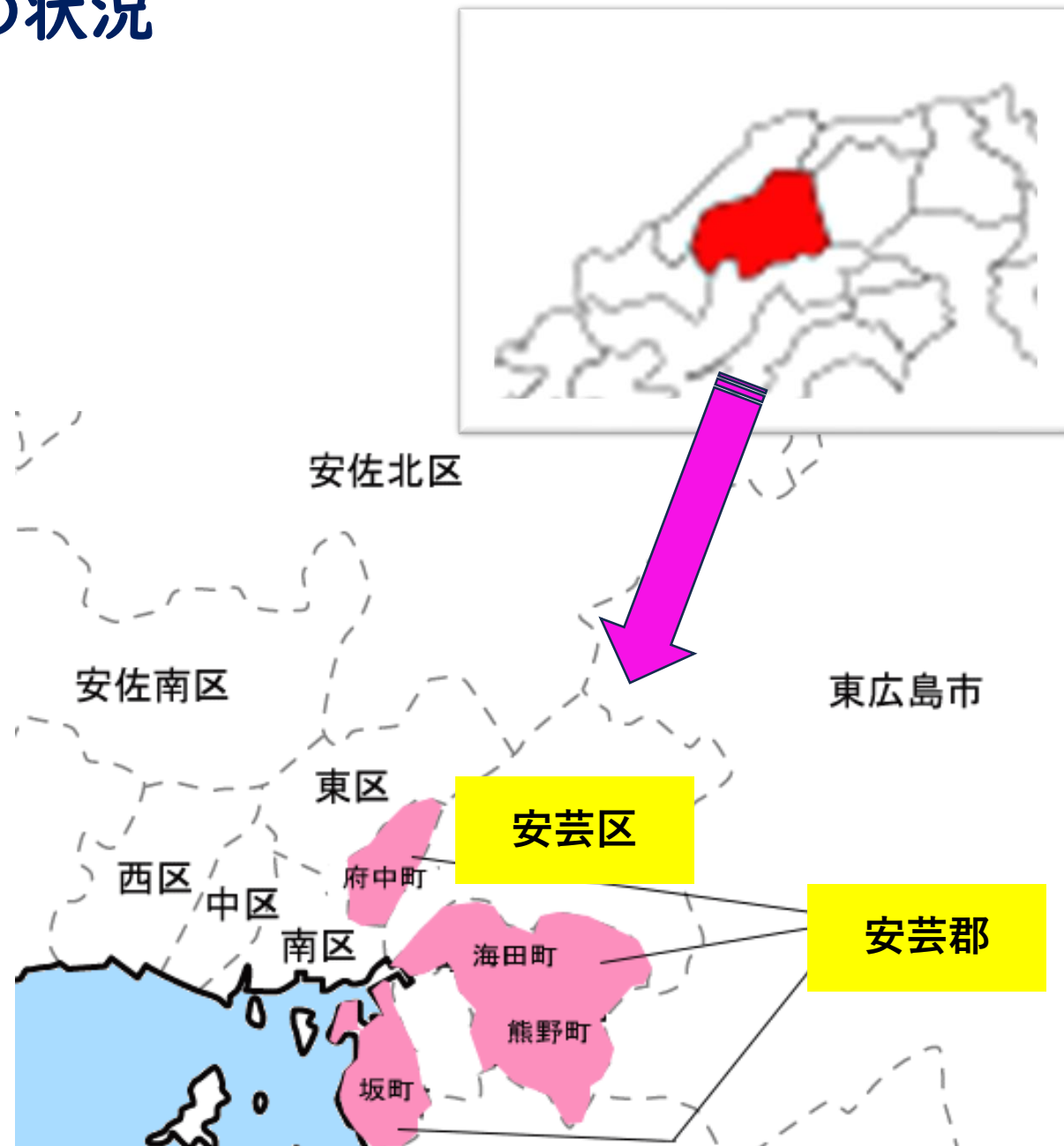
・人口

広島市安芸区77,922人

安芸郡(府中町・海田町・坂町・熊野町)116,220人

・地域の特徴

平地は瀬戸内海に面した干拓地や埋立地と河川に沿った地域であり、海拔0メートル以下の地域もある。内陸は標高500～700mの山地が多く、盆地(熊野町)や団地開発地、傾斜地にも住宅が密集している。「花崗岩」の地盤が多く、表面は「まさ土」と呼ばれる花崗岩が風化した、もろい砂が、硬い地盤の上に堆積している。国土交通省によると、広島には土砂災害の恐れが高い「土砂災害警戒区域」が全国で最多の推定4万9500カ所あると示されている。瀬戸内式気候で比較的雨量の少なく温暖で『災害は少ない地域』だったことで、近年の線状降水帯等による降雨の際には、安芸地区全域において土砂災害による被害が想定される。



地域の状況

・災害等の歴史

昭和に数回水害あり。

H3台風19号による高潮・風雨被害、塩害による停電

H13年芸予地震 震度6弱 熊野町、震度5強 府中町 広島市 海田町

H30年7月 西日本豪雨災害で安芸地区は被災地となった。多数の「表層崩壊」が発生。さらに、重さが数トンもある「コアストーン」と呼ばれる巨大な岩が、崩壊に引きずられるようにして斜面を転がり、麓の民家などを直撃して被害を拡大させた。広島県では災害関連死を含めて152人が亡くなった。

安芸地区医療防災ネットワークメンバーも被災者となり、活動地域の被災により通常の活動ができない事業所も多かった。

地域の状況

・在宅医療・ケア資源と病院等との連携

安芸地区の診療所と基幹病院3か所との医療連携と看看連携はともに良好な関係である。

安芸地区医師会と基幹病院は病診連携会議の定期開催があり、安芸地区管内の医療、看護、介護の事業所は多職種が一堂に参集する在宅緩和ケア事例検討会等の開催が定例化されている。

訪問看護ステーションが14か所、内10か所で管理者の会「安芸地区訪問看護管理サービス研究会」を1回/月開催している。

被災者支援に尽力された黒田裕子さんの協力もあり、平成23年より安芸地区防災医療ネットワーク会議の開催を定期的に行っていた(コロナ禍により一時休止)。

わが地域の課題

・連携型BCP・地域BCPとして考えるようになった理由

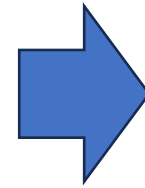
5年前、安芸地区は西日本豪雨災害の被災地となり、甚大な被害を受けた。その後、【西日本豪雨災害を経験して】という研修会を実施、101名が参加し、それぞれの機関や組織の経験を振り返った。

その中で、タイムリーな情報共有の必要性や連携の必要性が課題としてあがり、今回の取り組みの動機となる出来事となった。施設によっては自施設BCPを策定した施設もあった。

わが地域の課題

・わが地域のBCP観点からの課題

1) 安芸地区防災医療ネットワーク会議において、西日本豪雨災害の経験から課題と感じたことは「情報共有・連携」であった。



情報共有・連携を図るためのツールの運用

2) 地域には自施設のBCP策定がまだの事業所があり、BCPに関する知識や理解度にも差がある。事業所の形態や規模の違いから、BCP策定の意義に温度差が生じている。



自施設のBCPの作成を行う必要性がある。

今年度の取り組み(1)

・目的(何を目指すのか)

在宅療養をしている災害時要援護者(災害弱者)が平時から安心して生活でき、災害が起きても自助・共助・公助により必要な療養を続けられるように、保健・医療・福祉・介護の関係機関、行政、医療機器会社等がお互いの役割や支援活動の理解を深め、連携を強化し、平時から災害時においても有効に機能するネットワークの構築を図る。

(安芸地区防災医療ネットワーク会議の規約の目的より)

今年度の取り組み(1)

・実際にどのようなことにチャレンジするのか

①情報共有ツールの工夫と運用

- ・セキュリティ面で安心でき、多くのユーザーが参加可能なツールの選定
- ・運用のルール作り(安否確認情報の共有・自事業所の活動状況ステージ・支援の可能性・受援の必要性・被災状況の共有等)
- ・有事に使用可能なツールは複数必要

②自施設のBCPの策定

- ・介護保険事業所は2024年4月までに策定が義務化
- ・すべての医療機関はBCPを策定することが求められている
- ・企業のBCP策定は努力義務である



地域BCP

今年度の取り組み(2)

・必要な支援

①情報共有ツールの他地域の運用状況の情報

・具体的スケジュール

R5.8.24 安芸地区防災医療ネットワーク会議

R5.8.31 連携型BCP/地域BCP策定モデル地域 当地域テンプレート完成提出

R5.9.28 安芸地区防災医療ネットワーク会議:TEIJINより情報連携ツール情報提供

R5.10.8 13時~16時 モデル地域進捗報告会

R5.11.() 安芸地区防災医療ネットワーク会議:自施設BCP進捗状況・情報連携ツールの活用方法の協議

R5.11.22 17時~18時 奈良県看護協会参加「連携型・地域BCPについて」の勉強会

R6.1.() 安芸地区防災医療ネットワーク会議:自施設BCP進捗状況・情報連携ツールの運用について

R6.2.4 モデル地域意見交換会